**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第３４回議事録≫

■日　時：令和２年６月１１日(木)　１３：００～１４：０２

■場　所：大阪市会　特別委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、土井達也委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、紀田馨委員、杉本太平委員、原田亮委員、肥後洋一朗委員、

　　　　　中村広美委員、ホンダリエ委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、

　　　　　北野妙子委員、川嶋広稔委員、西﨑照明委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　定刻となりましたので、第34回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　まず、定足数の確認ですが、本日は２分の１以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

　なお、大阪府議会議長及び大阪市議会議長の交代に伴い、維新の三田委員に代わり土井委員に、維新の広田委員に代わりホンダ委員に新たにご就任いただいておりますので、ご報告を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

　本日の協議については、協定書（案）の事前協議、二つ目に母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る事務分担の変更、三点目に特別区の名称について事務局からの説明をお聞きいただいて、その後に委員間でご協議いただきたいと思っております。

　また、５月に予定しておりました出前協議会については、新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言などを踏まえ、やむなく中止とすることにいたしましたが、できる限り住民の皆さん方とともにご意見をいただけるよう、特別区制度案の説明資料を配布するとともに、委員の考えを収録した動画を公表し、意見募集を行いました。市民の皆さま方から多数のご意見を頂戴したこと、ここに深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。本日は、この意見募集の結果についても報告を受け、ご協議いただきたいと思っております。

　なお、本協議会は多くの府民、市民の皆さま方がインターネット配信を視聴されております。発言される場合は、まずは挙手をしていただきまして、私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

　それでは、議事に入ります。

　まず、事務局提出資料のうち、資料１協定書（案）の事前協議について、資料２事務分担の変更について、資料３特別区設置協定書（案）変更点対照表、資料４特別区の名称について、ご説明願います。事務局、お願いいたします。

（事務局：榎下制度企画担当部長）

　制度企画担当部長榎下です。

　それでは、資料１協定書（案）の事前協議についてご説明申し上げます。

　表紙をおめくりいただきまして１ページ、事前協議の経過をご覧ください。

　昨年12月26日の第31回協議会におきまして、特別区設置協定書（案）の作成に向けた基本的方向性が決定され、会長から協定書（案）の作成及び国との事前協議の開始についてご指示をいただきました。これを受けまして、本年１月に事前協議を開始し、２月26日の第33回協議会では中間の状況をご報告したところでございます。その後、３月30日、５月25日及び28日に総務省から各府省の質問、意見等の２回目が送付されまして、これらに対する回答を６月３日に送付いたしました。

　１ページ下段の事前協議の結果をご覧ください。１回目の質問、意見等につきましては、既にご報告のとおり、修正意見２件のほか、記載事項の趣旨確認等に関する質問、意見が31件ございました。また、本日報告の２回目の質問、意見等では、趣旨確認等に関する質問、意見が４件ございました。その内容につきましては、別添資料にまとめておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

　以上によりまして、協定書（案）の事前協議につきましては、後ほどご説明をいたします母子父子寡婦福祉貸付金事務に係る事務分担の変更に伴うものを除きましておおむね終了しており、事前協議でいただいた修正意見等を踏まえて協定書（案）の記載を一部修正することといたしております。

　資料１の説明は以上でございます。

（事務局：辻本制度調整担当部長）

　制度調整担当部長の辻本でございます。

　続きまして、資料の２事務分担の変更についてで、具体的には母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務の分担の変更についてでございますが、これを説明させていただきます。

　まず、経過でございますが、特別区設置協定書（案）に係る国との事前協議と併せまして、法令を改正することで特別区の自主性、自立性がより高められると思われる事務について、特別区の事務権限となるよう、関係省庁へ法令改正を検討していただけないかと相談してございました。その結果、現在、大阪府の事務としている母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務の一部を特別区の事務に変更したいと考えてございます。

　資料の表紙をおめくりいただきまして１ページをご覧ください。上段の１、現在の事務分担（案）についてでございますが、まず特別区は中核市並みの権限を基本として住民に身近な事務を実施することとしてございます。母子父子寡婦福祉貸付金は、ひとり親家庭の母や父及び寡婦の経済的自立や扶養している児童の福祉増進のために必要な資金を貸し付ける制度でございまして、住民に身近な事務であるということから、本来的にはひとり親家庭等支援の一環として特別区で実施すべき事務になるものと考えてございます。このため、現在、区役所で実施している貸付に係る窓口事務につきましては特別区の事務としているところでございますが、貸付の財源である国からの無利子貸付の対象が、法律により都道府県、指定都市または中核市に限定されているため、貸付に係る特別会計の管理等については大阪府の事務としていました。この事務に関しまして、資料中段の２、国への相談及びその結果にございますとおり、ひとり親家庭等の支援は、住民に身近な事務であり、特別区が主体となって貸付の決定から償還までを一貫して実施できるよう、関係法令の改正について国へ相談していました。その結果、厚生労働省から、国からの貸付先の変更も含め事務処理特例条例による対応が可能との回答がございました。この回答を踏まえまして、資料下段の３、対応（案）にございますとおり、現在、大阪府の事務としております特別会計の予算及び決算や国からの借入れなどの事務分担を特別区へ変更したいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

　なお、次のページ、２ページから３ページの見開きでお示ししているのは、事務分担を変更した場合の特別区、大阪府の権限イメージの修正案でございます。見開き資料の中央左側、子ども、福祉分野の中核市の欄に、母子父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付を記載してございますが、大阪府の事務から特別区の事務へ変更した場合には、この現在白抜きになっていますけれども、これが淡い色の網かけになります。

　次の資料の３をご覧ください。資料の３の特別区設置協定書（案）変更点対照表につきましては、協定書（案）の事前協議や、ただいまご説明しました母子父子寡婦福祉貸付金に係る事務分担を変更した場合の協定書（案）の変更点をまとめたものでございます。

　なお、事務分担の変更に伴う変更箇所につきましては、現在、国と実務的な協議を行っているところでございますが、今般、厚生労働省から母子父子寡婦福祉貸付金に係る地方債に関しましては、債権管理上、母子父子寡婦福祉貸付金債権とともに特別区で一元的に管理されたいと、そういう指摘がありましたので、母子父子寡婦福祉貸付金に関する地方債については特別区に承継するよう協定書（案）を修正する方向で調整してまいりたいと考えてございます。そして、その調整を踏まえまして、その内容を協定書（案）に反映してまいりたいと考えてございますので、併せてご報告いたします。

　以上が事務分担の変更と、あと変更点の対照表の説明でございまして、続きまして、資料の４をご覧ください。資料の４特別区の名称についてをご説明申し上げます。表紙をおめくりいただきまして１ページをご覧ください。

　特別区の名称に関する東京都の中央区及び北区との調整結果についてでございます。令和２年２月26日の第33回協議会におきまして、同一名称の使用に関し、東京都の中央区及び北区に理解を求めるということが確認されました。このため、事務局におきまして、令和２年３月６日に両区と面会しまして、協議会における議論状況の説明、同一名称の使用に関する依頼、意見交換を実施いたしました。その後、この資料の後ろに３月30日付の会長名の文書のコピーと、31日付の両区からの回答のコピーをつけてございますけども、それを参考におつけさせていただいていますんですが、両区から頂戴したご意見を踏まえ議論を行ったということ、それから当協議会としては、同一名称となることについて両区に理解を求めることが確認されたこと、それから両区が懸念されている行政推進上の影響などの点については、新たな特別区においてできる限り工夫を凝らしていくことにより解消に努めることが可能ではないかと考えるといったことを記した協議会会長名の文書を令和２年３月30日付で発出いたしました。これに対して、後ろにつけている、先ほど申し上げましたコピーをつけたとおりなんですけれども、翌31日付で文書回答が両区からありました。そこでは、同一区名となることについて、できる限り避けていただきたいとか、本区唯一であることを希望するといったこれまでと同様のご意見を述べられる一方で、真摯にご議論を重ねてきた結果であると受け止めている、法的効果をもって異を唱えることができない旨承知しているといった見解もお示しいただいており、今後、協議会に対する反対意見の表明や見直しの要請など、積極的に異議を唱えられることはないものと認識しております。

　なお、資料４の２ページと３ページには、参考資料として、前回、第33回協議会資料を再掲してございますので、必要に応じてご確認いただければと存じます。

　事務局からの説明は以上でございます。

（今井会長）

　ありがとうございました。

　それではまず、資料１協定書（案）の事前協議と資料２事務分担の変更について、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。

　守島委員。

（守島委員）

　維新の守島です。

　私からは、母子父子寡婦福祉貸付金の事務分担変更について意見を表明いたします。

　ただいま理事者から説明のあったとおり、母子父子寡婦福祉貸付金は、ひとり親家庭等への重要な支援制度でありまして、住民に身近な特別区で貸付の決定から償還までを一貫して実施するべきものと考えています。この間、国の定めがハードルとなって、貸付に関する窓口業務は特別区、会計管理は府と事務が分かれていたところ、１月21日に厚生労働省との協議を開始し、５月23日に同省から事務処理特例による対応を可とする回答が得られたことによって、貸付から償還までの全ての事務を特別区で行えるようになったことは、事務の煩雑さを解消するとともに、速やかな貸付の実施など住民サービスの向上にも寄与することと大いに評価しております。副首都推進局はじめ調整に当たっていただいた職員の皆さまに感謝申し上げます。

　また、今回の件によって、今後も国との協議の結果次第ではさらなる制度の向上も見通せることが明らかになったと思います。今後、協定書の議決へと進んでいくことになりますが、協定書が取りまとめられ、住民投票で可決された際には、移行期間においても必要に応じて国との協議を重ね、制度のブラッシュアップに努めていっていただきたいという要望をさせていただきまして、私からの意見表明とさせていただきます。

（今井会長）

　ほか。川嶋委員。

（川嶋委員）

　自民党の川嶋です。

　私のほうからもちょっとコメントだけ申し上げたいと思います。国との事前協議の件と、この母子父子寡婦福祉貸付金事務の二つにまず申し上げたいんですけれども、２月26日に開催されました第33回の協議会においても申し上げたんですけれども、法定協議会でこの議論がされていない、また報告もされていない事項を、国と法改正の可能性についてこの議論されているということ、これは前回と同様にちょっと問題ですよねということは指摘をさせていただきたいと思います。

　今回のこの報告も、母子父子寡婦福祉資金貸付についてのみで、そのほかのことも協議をされてたという状況の中で、その報告がないということについても非常に不誠実だなということを指摘をさせていただきたいと思っております。

　そもそもこの母子父子寡婦福祉資金貸付、これ前回の住民投票やった際の協定書では、事務処理特例条例で特別区にたしか権限移譲できないので大阪府の事務にしたという記憶があるんですね。そういうことも含めて、この辺きちっとその経過も含めて議論もない中で報告もないというのは非常に遺憾だなというふうに感じております。

　それと、あと、これまで私たち言うてきた件ですけれども、一部事務組合の件ですけれども、特別区が設置される前にこれを設置をするんですけれども、やっぱりこれ一部事務組合についてはやはりきちっとどのような法的根拠を持って許されるのか、またどのような手続で設置をするべきなのかということを総務省からきちっと明確な回答を文書で頂くべきだなというふうに思っています。それがないということも含めて、この点を指摘をさせていただきます。

　取りあえずこの件に関しては以上です。

（今井会長）

　ほかご意見ございますか。ありませんか。

　それでは、ほかご意見がないということですので、この項目については終了させていただきたいと思います。

　国協議については、国からのご指摘を踏まえ、協定書（案）の一部修正を行うこととしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

　それと、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する事務について、先ほど来から説明がありましたが、協定書（案）の記載事項の変更点について、現在、国と事務的な調整を実施しているとのことであります。その結果も踏まえる必要があります。しかしながら、本協議会として、特別区の自立性をさらに高める観点から特別区の事務に変更するとともに、あわせて、事務局から説明があったとおり母子父子寡婦福祉貸付金に関わる地方債に関して特別区に承継する方向で取りまとめることとして協定書（案）を修正することとしたいと思っております。それで進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

　次に、特別区の名称について議題としたいと思います。先ほど事務局から説明があったように、当協議会としては、同一名称の使用に関し、東京都中央区及び北区に引き続き理解を求めてきたわけであります。その結果、特別区の名称について、当協議会として主体的に判断することについて、両区から一定の認識を得ることができたと考えております。ついては、本協議会としては原案どおり中央区、北区の名称を使用することで取りまとめていきたいと考えます。特段ここで何かご意見ございますでしょうか。ありませんか。ないようですので、その方向で原案どおり中央区、北区の名称を使用する方向で取りまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

　それでは、次に資料５特別区制度（案）に対する意見募集結果について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：武矢広報担当部長）

　広報担当部長の武矢でございます。

　それでは、資料５特別区制度に対する市民意見の募集結果の概要についてご説明させていただきます。

　まず、資料５を見ていただきまして、１の意見募集の全体概要ですけれども、募集期間は、出前協議会の中止に伴いまして、知事、市長、各会派のコメント動画の発信に合わせ期間を延長しました結果、４月10日から５月31日までの52日間で、電子メール、ファクス、郵送等によりご意見をお寄せいただきました。制度内容の周知につきましては、市ホームページへの掲載と各施設での資料配架を行いました。

　下段の２、実施結果をご覧ください。受付件数としましては888件ありまして、１件の中に複数のご意見がある場合は、それぞれを個別にカウントいたしました結果、意見総数としては2,376件となっております。全体につきましてはお手元の紙ファイルで配付しております。

　資料５の１枚目の裏面をご覧ください。いただいたご意見については、募集に際しまして市民の皆さまにお示ししたパンフレット、特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）（案）の構成におおむね沿った形で集計しております。

　まず、大きく一番上の（１）「特別区制度（案）」へのご意見としては1,347件で、総論として、特別区制度がめざす大阪の成長や広域機能の一元化、基礎自治機能の充実に関するご意見、各論部分では、名称・区域、本庁舎の位置、事務の分担や特別区における住民サービスの維持、財源配分に関するものが多くありました。また、上記以外の（２）その他のご意見、下段ですね、その他のご意見につきましては1,029件ありまして、その半数以上は、今は新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むべきなどの感染症を踏まえた協議の進め方に関するご意見で、制度（案）への賛否についても多数寄せられております。

　次ページ以降に項目ごとの主な意見の要旨を記載しております。意見の内容は多岐にわたっておりまして、時間の関係もございますので説明は割愛させていただきます。

　簡単でございますが、以上で事務局の説明とさせていただきます。

（今井会長）

　ありがとうございました。

　それでは、ただいま説明のあった資料についてご協議をいただきたいと思います。何かありますか。

　藤田委員。

（藤田委員）

　大阪維新の会の藤田でございます。

　ただいま事務局から説明のありました意見募集に関して、事務局に何点か確認をしていきたいというふうに思っております。

　まず、今報告のあった意見募集についてですが、本協議会が今後の協定書作成の参考とするために、特別区制度（案）について、より多くの市民の皆さまから広く意見を募集するという趣旨で行われたものと認識をしております。当初の意図としては、この法定協議会において我々も真摯に議論を重ねてきましたが、その制度（案）に対する具体的な意見を市民の方から広く意見を募ることによってさらにブラッシュアップできないかという意図だったというふうに私は認識しておるんですが、結果としては、今説明があったように、もちろん制度に対しての意見もたくさんいただいたんですが、どちらかといえばコロナであったりとか都構想そのものに対する賛否というご意見を多くいただく結果となったところであります。

　そこで、まず事務局に伺いたいんですが、この意見募集を募る際にどのように市民の方に案内をしたのか、具体的な文言と周知の方法について確認をします。よろしくお願いします。

（今井会長）

　増田課長。

（事務局：増田広報・調整担当課長）

　委員お尋ねの意見募集でございますけれども、受付を開始しました４月10日の前日の４月９日に報道発表を行うとともに、ホームページやツイッター等により、今後の協定書作成の参考とするため特別区制度（案）について広くご意見を募集しますと記述し周知を行ったところでございます。

　なお、意見募集に当たっては、ホームページ上に特別区制度（案）を説明した37ページもののパンフレット、それと、そのパンフレットをナレーションつきで説明した動画これを掲載するとともに、区役所や市民情報プラザ等に配架もしましてご意見をいただくようご案内したところでございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございます。

　まずですね、今確認しましたように制度に対する意見を募集しますというふうに告知をしていただいたということで、実際に確かに制度に対する意見もたくさんいただいております。それは協議会の委員として本当に感謝に堪えないなと、また、あるいはこちらの意図していなかった内容であっても、やっぱり行動を起こして意見をあげていただいたということに対しては、感謝を申し上げたいと思います。

　ただ一方で、これは協定書というのは法定協議会で作成していくものでありまして、それに対する意見を募ったということですので、そもそもの賛否であるとか住民投票の時期というのは、このアンケートの結果をもって左右されるものではないというふうに思っております。あくまでもこちらの議決、それから賛否については住民投票で問われていくものというふうに認識をしております。

　さて、特別区の制度（案）に対していただいた意見のほうに議論を移していきたいと思うんですけれども、この件に関して私もこれですね、全て888の意見を見せていただきました。その中で、これまで協議会で議論されてきた論点と異なる角度から新たに協定書の整理が必要となるようなそういう論点というのは、私個人としては見つけることができなかったかなというふうに認識をしております。一方で、念のため事務局に確認したいんですが、今回集まった意見の中で、法的に法令等に照らしてこの協定書の修正、これが必要になってくるような意見というのはあったのかどうかお答えください。

（今井会長）

　水野課長。

（事務局：水野制度企画担当課長）

　区割りや区名、庁舎位置、議員定数などについて、数多くのご意見をいただきましたが、既に協議会におきましても論点としてご議論いただいてきたところでございます。委員ご指摘の法的に協定書（案）の修正が必要となるようなご意見はなかったものと考えております。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございます。法的にテクニカルに行政的に見ても修正が必要になるような意見は見当たらなかったという回答でありました。私としても、この特別区制度に係る新たな論点については見当たらなかったというふうに受け止めておりまして、改めてこの法定協議会で各委員が熱心な努力のもとに議論を十分積み上げてきたなということが確認されたものと思っております。

　一方で、市民の意見の中身を見ておりますと、制度内容を誤って理解されているであろうもの、あるいは既にこの協議会で整理されている論点をまだ整理されていないものと誤解をなさって意見をいただいたものなど、またそれから単純に制度（案）が分からないので教えてほしいといったご質問をいただいたものなど、多くの意見が見受けられました。これについても貴重な財産だと思いますので、これまで以上にアンケートの結果、意見募集の結果を活用しまして市民理解を深めていく必要があるというふうに認識を新たに強くしたところです。事務局には、今回いただいた貴重なご意見を踏まえて、これまで以上に市民理解を深められるよう広報の充実に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（今井会長）

　増田課長。

（事務局：増田広報・調整担当課長）

　今回の意見募集では、特別区制度（案）へのご意見といたしまして1,347件ものご意見を頂戴しましたが、委員ご指摘のとおり、内容が分かりづらい、具体的な内容を教えてほしいといった旨のご意見がございました。これらのご意見は、市民の方がどういった情報を必要とされておられるのかということにつきまして、今後の広報においても参考になると考えております。現在、大阪府と大阪市のホームページで掲載しております疑問・質問Ｑ＆Ａ、こういったものを充実させて、より見やすく改良してまいりたいと思っております。

　また、今後の説明資料の作成に当たりましては、市民の皆さまにより分かりやすく制度の内容を丁寧にご説明するための工夫を加えるなど、広報の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

　以上です。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございます。これで最後の質問になりますが、いただいたご意見の中には、説明にもありましたが、新型コロナウイルスに関連する不安から、特別区制度を今議論するときではないといった意見も大変多くいただいたところです。私は、この新型コロナウイルス対策と特別区制度の関連ということを考えましたら、むしろ特別区制度はこの新型コロナウイルス対策を考える上でも非常に重要なものというふうに認識をしています。現時点においてコロナウイルスについては一定の収束を見ておりますが、第２波、第３波の到来、あるいはアフターコロナへの対応、必要なことは本当に司令塔の一本化、これに尽きるというふうに思っておりますし、片や基礎自治のほうを見ても保健所の運営、学校、保育園の取扱い、また、最近話題になっております特別定額給付金の事務の遅れ等の対応を見ても、やはり270万都市というスケールの大きさというのが一つデメリットとして現れているなということを痛感する日々をこの３月、４月と送ってまいりました。私としては、この特別区に移行した場合、感染症対策はよりスピーディーに、住民サービス向上に寄与するというふうに考えているんですが、住民の方からなかなかそこが見えにくいということが意見としてあがってきております。

　そこで事務局にお伺いしたいんですが、特別区に移行した場合、感染症対策についてはどのような役割分担と体制になるのか、これについて認識をお伺いします。

（今井会長）

　中野課長。

（事務局：中野事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や新型インフルエンザ等対策特別措置法によりまして、府と市の役割分担がなされております。特別区設置後は、府が引き続き感染症対策の中心的役割を担い、特別区は市が行っていた対策をそれぞれの区域で行うことになります。

　四つの特別区にはそれぞれ保健所が設置され、各保健所は現在と同様に区域内の保健福祉センターと連携し、地域の実情に応じたきめ細かな対策に取り組むこととなります。また、法令に基づき区ごとに策定される行動計画のもと、感染症発生時にはそれぞれの区に設置される対策本部で、区の状況に応じた対策が実施されることとなります。

　一方、広域機能におきましては、大阪健康安全基盤研究所や市民病院が府に一元化されることによりまして迅速かつ効果的な対策を行える仕組みが制度的に確立され、府が感染症対策の中心的な役割を一層果たしていくものと考えます。

　以上でございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございました。まさにそうで、これ防災のときにも議論になったんですが、やはり対策本部が大阪市内に１か所から４か所に増えるということで、非常にスピーディーできめ細かい対応ができるようになるというふうに私は思っております。

　ところが、今回の意見募集を見ると、やはりこの都構想をやめて感染症対策をやってほしいというような、コロナ対策と都構想は相反するものであるというような認識のご意見をたくさんいただいたところで、これは非常に私個人としては残念でしたし、事務局としてはもう少しここは丁寧に広報していく必要があるんじゃないのかなというふうに、私は必要性を感じております。ですから、いただいた市民の意見を受け止めて、特別区制度に対する理解がさらに深められるように、特に、とりわけ特別区設置後の感染症対策についても、さらなる制度内容の説明を尽くしていただくように要望して、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

（今井会長）

　ほか。川嶋委員。

（川嶋委員）

　自民党の川嶋です。

　私のほうから申し上げたいと思いますが、今回市民の方からの多数意見が寄せられておるんですけれども、やっぱり都構想よりもコロナ対策に全力で取り組むべき、この非常事態に出前協議会、意見募集をしている場合ではないといった、こういう新型コロナウイルス感染症を踏まえた協議の進め方に関してという意見、これが、意見総数2,376件ありますけれども、この辺の意見が大体コロナ関連として596件あって、意見総数のやっぱり４分の１を占めております。そのとおりだなと思ってます。コロナの新たな感染は多少落ち着いたんですけれども、やっぱりまだまだ経済活動、また市民活動、大きな制約を受けております。また、市民も企業も非常に苦しい状況にあることは変わりがありません。このような状況で、大阪市の廃止という劇的な変化をもたらす大阪都構想の議論を進めるべきではないということを指摘をさせていただきます。

　もう一点、この中にもありますけれども、財政シミュレーションに関する意見数が71件ありまして、コロナの影響で見直すべきという意見も46件ございます。この財政シミュレーションなんですけど、今示されているこの財政シミュレーションは、平成30年２月公表のこの市の粗い試算、これをベースにしておりまして、当然これコロナの影響を受ける前のものであります。コロナ対策として今回含めて今後も含めて多額の支出、歳出が見込まれております。税収も大幅な落ち込みも予想がされております。今回やっぱり財政シミュレーションに関する意見のほとんどは、コロナの影響を反映したものでなければ判断できない、そういうものでありますので、本当にまさにそのとおりだなと思ってます。コロナの影響を踏まえた市の粗い試算これをベースに財政シミュレーション、これがされなければ議論できないと思っております。そのとおりですので。やっぱり今回のこの協定書の前提にありますこの財政シミュレーションというものをきちっとつくり直すべきでありますし、それがないまま進むことは非常に問題があるということを指摘をさせていただきます。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　私も意見を申し上げたいと思います。

　この意見募集自体でも、こんな時期に意見募集をしたということに対する批判もあります。けれども、行政として意見募集をした以上は、やっぱり生かさなければならないということを申し上げたいというふうに思います。220万人以上の有権者で888件の意見。888件、お一人で２件、３件寄せられた方もおられるとすれば、有権者の中の一体何人の方が今回意見をあげることができたのかということを考えると、本当にこれ一つ取っても今市民の皆さんの状況というのはそれどころではないということを私たちは知らなければいけないというふうに思います。そして、先ほどもありましたけれども、意見の中でも圧倒的に多いのは、それどころではないですよね、コロナ対策を優先させてと。まとめていただいたものでも、新型コロナウイルス感染症の非常事態に特別区制度を考えることはできない。意見募集や住民投票は感染症の収束をもって実施すべきではないかという、これ本当に当然だというふうに思います。多少今収まっているとはいっても、２波、３波への不安、それから新しい生活様式が提唱されるなど生活の変化にどのようについていくのかとか、収入が減った、廃業の危機でどうやって食べていくのかという方もたくさんおられます。学校生活などが変則的になっている中で子どものケアも大変ですし、高齢者のケアも大変で、やっぱり市民の皆さんは引き続き生活も心のありようもせっぱ詰まったものだというふうに思っています。大阪市廃止をするべきかどうか、こんな難しい制度のことに関心を持って勉強したり考えたりできようはずがないというふうに思います。ですから、私たちはずっと申し上げているようにこの住民投票そのものに反対ですけれども、仮に多数の議決をもって実施をするとしても、今ではないというこの圧倒的な声に耳を傾けなければ、何のために意見募集をしたのかということになるのではないかというふうに思います。

　そして第一、意見募集の中でも新型コロナウイルスの影響を踏まえて財政シミュレーションをやり直すべきではないか、これが46件ということになってますが、これも当然だというふうに思います。今回の影響というのはリーマンショック以上だというふうに言われていますけれども、ですから協定書（案）の土台になっている新型コロナ以前の大阪市の収支や国の経済成長などがまだどうなっていくのか分からないという状況です。大阪市の収支も、税収は落ち込むでしょうし、逆に休業補償や生活支援、そして景気対策など、もっともっと財政出動は必要になってきます。大幅に財政状況が変わるわけですから、今のこの協定書（案）をご説明するなどということには本当に意味がなくて、あたかもコロナ以前の収支でやっていけるかのように言うことは、これはもう行政が市民をだますことにさえなるというふうに思います。

　ご意見でもあるように、今はこんなことをしている場合ではやっぱりなくって、コロナの影響で大変になっている市民の皆さんの暮らしや営業をどうしていくのかということ、あるいは２波、３波に備えて、あるいは今回のような感染症は今後も起こり得るわけですから、保健所などの公衆衛生機能や医療体制の充実などにお金も人もエネルギーも振り向けるべきときだというふうに思います。秋に向けてインフルエンザの時期が来れば、インフルエンザのワクチンも毎年足らない、そこへ新型コロナもということで大混乱になるのではないかというお医者さんたちの心配もあります。大阪市廃止に何百億円もかけている場合ではないと強く思いまして、この意見募集には真摯に耳を傾けるべきだというふうに申し上げたいと思います。

　以上です。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今、自民党さん、共産党さんからいろいろこの意見募集に対してのご意見ありました。一般の市民の皆さんの不安、これはよく分かります。やっぱりコロナ、100年に一度と言われてるような感染症が世界中で起こったわけですから。まだ今その治療薬はない、ワクチンもない中で、第２波、第３波が心配されると、そういう状況なので、一般の皆さんのその懸念されることは我々は十分分かるんですけどね。これを、この意見を受けて、長年この市議会、府議会で議席を持たれてきた政党の代表の皆さん方、そういうところにいらっしゃった方々、そういう方々がこの意見をもって今ではないと言うのは、僕は非常に残念だなと。僕は今だからこそこれをやらなければならないと思ってます。今回のコロナ対策において、こういう危機事象に対しての対応なんていうのは、100点満点はありません。100点満点というのは全員がかからない、全員の死亡される方がないと、これが100点満点。でも、今回大阪のコロナに対しての対応は、全国あちらこちらの自治体の対応と比べてこれ評価をされてるわけですよ。評価を。評価をされてるというのはやはりなぜなのか。これはやはり府市一体で司令塔を一元化をした。大阪府に司令塔を一元化して、情報もそこに集めて、そしてそこで方向性、対策を、吉村知事のもとで、本部長として対策を、そこでの決定を我々基礎自治体としても尊重し、対応をしてきた。その結果が今回このコロナに対して大阪の対応というのは全国から見てもうまくいってるんじゃないのという、そういう評価をいただいたと思うんです。これがもし違うかったら、例えば新型インフルエンザの形のときで、大阪府は大阪府、大阪市は大阪市、これは大阪市というのは大阪の中心ですから、地理的にも。真ん中で、それで大阪全体の経済、人が集まる拠点でもあるわけですよ。そこでもし違う形でばらばらに対応してたら、このような評価が得られたんでしょうかと。そこを分かってるはずなんですよ、自民党の皆さんも共産党の皆さんも。皆さん方も新型インフルエンザのときに議会にいらっしゃったわけです。当時橋下さんが知事で、平松さんが市長でした。考え方が違った。だから物事決めれなかったんです。話し合いをしなければ。話し合いを否定するつもりはありません。でも、話し合いで意見がまとまらなかった場合は、話し合い続いていくんです。これを、こういう感染症とかそういう事態では、話し合いしてる間にどんどんどんどん広がってしまって、結局医療崩壊が起こり、市民の皆さんの命を危機にさらす、危険にさらす、こういうことになるわけです。

　今回やっぱりうまく、100点満点ではないですけど、全国から見てやはり評価をされているというのは、この新型コロナ対策というものを司令塔を一元化した。これは大阪府と大阪市で話し合った結果、一元化したわけですよ。一元化をして、そこに情報を全て集めた。そこに専門家の皆さん、その情報を基に対策を練っていただいて、吉村知事のもと、指示命令をしていただいて、それを実行した。この役割分担が明確にできたからこそ、このコロナに対しての全国と比べて一定高い評価をいただいているというのが今の状況だと、こう思ってます。僕は。これはまた第２波、第３波、こういうものに備えて万全の体制を構築していく必要もあります。それをやはり、今は人間関係によってこのコロナの危機対応もできました。これは吉村知事と僕が大阪市長として決断をしたからであります。これは人が代わればまたばらばらになる。これ市民の皆さん、府民の皆さんの命に関わってきます。こういうことをしっかり市民の皆さんにね。やっぱり市民の皆さんは誤解があると思う。今コロナ対策が先でしょうと。もちろんコロナ対策は重要。都構想よりコロナ対策でしょうと言われる市民の皆さんの思いに対して我々はやっぱり説明する必要がある。今こそやはり二度とばらばらにならないそういう状況を制度として担保していくことがこれが重要だというふうに思ってますので、このことをやはりちょっと市民の皆さんからの意見を受けて丁寧に分かりやすくこれを説明していく必要があると思いますので、住民の皆さんへの説明については内容や方法などの充実、これは先ほど藤田委員からもありましたけれども、事務方のほうで分かりやすくこれを伝えるように資料を整理してもらいたいと、こう思っております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　市長、手放しで大阪がすごく評価されているとおっしゃるけれども、それについてはやっぱりきちんと検証していかなければならないのではないかというふうに思います。市長自身がおっしゃる評価というのは、やっぱり私は多分すごく一面的なというか偏ったというか、つくられた評価。全国の中でも評価されてるという姿については、実際に大阪市の中で暮らしている者としては、その評価というのはすごく疑問がありますね。落ち着いてから検証しないといけないと思いますが、例えば熱があっても、どこの病院も見てもらえないとか、救急病院がいち早く救急受入れをやめてしまったという医療の体制だとか、本当にみんな命の危機に瀕するような思いを大阪の人たちはしたわけで、そんなに全国的に物すごく優れていたっていうことについては、ぜひ収まってからきちんと検証をして、何が必要なのか、何がよかったのかということは、ぜひそれは。多分私は、これは一元的にやるとかそういう役割分担の問題も大事かもしれませんが、一番大事なのはやっぱり、今回の場合不足したのは量なんだろうと思いますね、公衆衛生機能の量。保健所が昔は24区にあったものが一つにされてしまった問題だとか、病院の問題だとかっていう、その辺のやっぱりそれを増やしていかなければならないというのはみんなが感じたことだと思うので、制度の問題ではなくって、やっぱりそこにしっかりと税金を使っていくっていうことではないのかなというふうに思います。

　市民の皆さんが、コロナがあって今じゃないでしょって、そこに同調していくのは残念だというふうに市長おっしゃったけれども、私はこんな当たり前の市民の皆さんの思いを共有できないことのほうがすごく残念だなというふうに思って聞かせていただきました。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　山中先生、僕も先ほども申し上げましたけども、100点満点はないんですよ。こういう危機対応事象に対しては。100点というのは、患者さん一人も出ないことですから。一人も亡くならないことです。でも、その100点満点取れないながら、よりましなことをできたかどうかというのが評価だと思います。それは、先ほどから話ありました救急の患者さん、１か所で見ていただけなかったという、そういう事例もありました。でも、それについては救急病院を、そういう一般の患者さんをどう割り振りするかというので、大阪府においてサポートセンター、救急の入院サポートセンターをつくって割り振りもしてるわけですよ。ですから100点満点はないですけどね。山中先生も、ばらばらのときよりはましだったということは認めていただいたほうがいいんじゃないですか。これはばらばらのときもご存じだったわけですから。

　例えば十三市民病院、コロナ専門病院にしましたよ。これは大阪の医療従事者、病院にいらっしゃるドクター、そういう皆さん方が、これは中等症専門病院は絶対必要と。病院の皆さん、医療従事者の意見を得て、それを僕が決断をしたわけです。大阪府域全体で病院の役割分担を大阪府が計画を立てたから、十三市民病院を中等症の病院として決断をすることができたんです。でも、大阪市だけの病院のキャパ、病院の質と量だけでは、これはなかなか中等症病院にするということはなかなか決断しにくい。全体で一元化した戦略を立てたからこそできる話であって。今はコロナが落ち着いてますから患者さんが少ない。でも、この中等症病院、専門病院をつくったことに対しての医療従事者の安心感というのは計り知れんもんなんです。こういうことをやっぱり認めていただいて、ばらばらではできなかったでしょうということはしっかりご認識をいただきたいと、こう思います。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　幾つかこのパブコメのご意見、大変貴重なご意見いただいた中でもやっぱりありまして、今市長おっしゃられたとおり、基本的に都構想よりコロナ対策に全力を注ぐべきというご意見があったことはこれは厳しいご指摘かと思うんですが、しかしこの間、大阪府も吉村知事、松井市長を筆頭として全力を挙げて府市が対応に当たってきたわけですね。出前協議会も中止にしましたし、それは市民の方も皆さんも実感いただいていると思います。都構想をあたかも優先しているというのは少し実態から離れているのかなとも思っております。

　２波、３波への備えというのも今、府市挙げて、もちろん皆さん議会も挙げて対応しているわけですから、これは大都市制度改革で今後起こり得る危機管理事態に当たっていくというのは、これは短期的にも必要なことですし、これは並行して議論は進めるべきところだと思ってます。

　かつ、財政シミュレーションに関しても厳しいご指摘いただいてますが、今時点では自治体の歳出が非常に目立ってしまうんですけども、国からの臨時交付金等、歳入の部分、もちろん今後行われていくわけでありますので、これは歳出だけをもって財シミュが厳しくなるから都構想ができないという結びつけは少し乱暴かなと思っておりますので、この点は今後の議論を見ながらになると思うんですが、住民投票までに住民さんにご判断いただく素材があればいいかなというふうに思っております。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　この問題で市長とやり取りしてても平行線でしかないというのは分かってますけれども、市長のおっしゃり方、私何も100点満点でなければならなかったって全然申し上げてないわけですよね。ただやっぱり、なるべく市民の命を守ろうと思えば、もっとよい道はなかったのかという検証が必要だろうというふうに申し上げてるわけです。それが、役割分担ができてたから、よかったよかったよかったよかったと言っていたのでは全然検証にもならないし、次に起こったときにもっと手厚いことができるということにつながっていかないというふうに思うので、きちんとした検証が要るだろうというふうに思います。

　それから、新型インフルエンザのときにばらばらだったから、ばらばらだったからって、これも何かすごく今お話がつくられていってますけれども、それは十分、不十分はその時々あるとは思いますけれども、あのときだってちゃんと役割はそれぞれが発揮していたはずだというふうに思いますのでね。やっぱり制度の問題よりは、今大阪にどういう公衆衛生、どういう医療が要るのかということを腰を据えて考えないといけない、そこに力を注がなければいけないというふうには申し上げておきたいと思います。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ご意見ですけれども、私たちもこの間、本当に市民の方からいろんなおしかりとか苦情とかいただいて対応に当たってきました。その中で、特に我々大阪市の基礎自治体の議員が痛感するのは、やっぱりそのスケールの大きさというところを、もう一回繰り返しですけれども、これは言いたいと思います。特に私もこの間ずっとＳＮＳ等で発信してますけれども、教育委員会の中で学校現場が全然把握できてない問題。全然と言ったら、教育委員会もしっかり汗かいていただいてた中で精いっぱいやっていただいてるのに申し訳ないですけれども、それでもテレワークの推進が遅れていたり、学校給食の問題とかたくさんの問題が出てます。その都度私は、これ４分の１のスケールだったらもっと機動的にきめ細かに対応ができるのになというふうに、本当にじくじたる思いでこの２か月過ごしていました。なので、都構想かコロナ対策かというような二律背反の議論というのは本当に意味がないと思っていて、都構想をすればもっと感染症対策というのは先に進むというのは市長おっしゃるとおりだというふうに強く認識してます。

　以上です。

（今井会長）

　それでは、この項目については終了させていただきたいと思います。

　本日の協議の中では、協定書（案）を変更するというご意見は多数とはなっていないと認識しております。市民の皆さん方から寄せられたご意見については事務局において今後の広報や住民投票後の設置準備期間中の準備事務を進めるに当たって参考にしていただきたいと考えております。

　以上で、本日の委員間協議の項目は終了となりますが、何かほかご意見ございますか。ないですか。

　ご意見がなければ、最後に、第25回協議会で協議いただきました大都市制度の経済効果に関する調査結果について事務局から報告がございますので、よろしくお願いをいたします。

（事務局：川平総務・企画担当部長）

　資料の最後につけさせていただいています、右上に参考資料というふうに記載させていただいている資料をご覧ください。昨年８月26日開催の第25回協議会において資料として提出させていただき、また、本年２月26日開催の第33回協議会において一部訂正のご報告をさせていただきました大都市制度の経済効果に関する調査報告書におきまして、このたび内容の一部に誤り等が判明いたしましたので、おわびして訂正させていただきます。

　報告書の主な訂正理由は、第７章、マクロ計量経済モデルによる経済効果の算出に用いますデータ、大阪府の資本ストックに係るデータでございますけれども、この前処理において一部誤りがあったこと等によるものでございます。

　具体的な訂正内容につきましては、お手元の訂正一覧表という資料に記載のとおりでございまして、データの前処理における一部誤りに伴います関連図表等や用語の誤記等の訂正を行ったものでございます。

　また、データの前処理におけます一部誤りに伴いまして、マクロ計量経済モデルによる経済効果を再計算した結果、お手元の資料１枚目に戻っていただきまして資料の３、効果額の訂正の欄に記載のとおり訂正を行わせていただいております。

　今回、マクロ計量経済モデルによる効果額に訂正が生じましたが、調査報告書で示された経済効果額につきましては、新たな大都市制度の導入により将来発生すると見込まれる効果につきまして、専門的な知見を有する事業者によって理論的に生み出される可能性のある数字が示されたものであり、制度導入により効果が生み出されるという報告書の結論には変更ありません。

　なお、資料の一番後ろにつけさせていただいておりますけれども、調査報告書の執筆者から別添のとおり、今回の訂正をもって報告書の結論が揺らぐものではない旨の書面の提出がありましたので、ご報告させていただきます。

　今般の訂正につきましては、去る６月８日付で報道提供を行いますとともに、ホームページに掲載しております報告書も訂正をさせていただいております。

　説明は以上でございます。今回、このような訂正に至りましたことにつきましておわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

（今井会長）

　ありがとうございます。これについて別にご意見ございませんか。

　川嶋さん。

（川嶋委員）

　自民党の川嶋です。

　この件なんですけど、前回もこの嘉悦学園の経済効果報告書について訂正というのがありましたよね。その際に、大阪市の財政総務委員会で質疑をさせていただいたんですけれども、その際、何度も僕は副首都推進局にこれ以上の誤りはないんですかということを確認して、このありさまです。何度もこれも言わせてもらいましたけれども、第三者による検証も強く求めたわけですよ。それもしなくてこれだけ間違いが出てきたという中で、おわびだけの問題ではないと思っております。これ1,000万円もかけてやった報告書ですので、やっぱりきちっと第三者の検証がないものを、最後のＡ４、１枚に、今回の執筆者からこういう文書があるから問題ありませんって、そんなことするんやったら第三者にちゃんと検証してもらってください。よって、この嘉悦学園の経済報告は信頼できないものということで指摘をさせていただきますし、これを住民への説明からは外すべきだというふうに申し上げておきます。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　同じような意見ですが、日本共産党の考えも申し上げておきたいと思います。

　言われたように、市民からの通報、指摘で誤りを認めて訂正するのはこれが２回目です。もともと大都市・税財政特別委員会でも法定協議会でも、この人口50万人が行政コストが一番少ないんだというこの前提自身が信憑性がないということも言われていましたけれども、これほど本当に誤りがあるということが明らかになった以上、やっぱりこんな無理な委託をしたことについての誤りを認めて、この研究報告については撤回をして、公の広報、もちろんホームページも含めて全部削除をし、今後市民に対しては説明しないということが当然だというふうに思います。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　この協議会でも何度にわたり議論もしてきましたし、副首都推進本部でも議論してきまして、この間、公表されて以降、市民の皆さまから確かにたくさんご意見寄せられて、聞き及ぶところによりますとかなり専門的な分量でご意見をいただいているというふうに聞いております。その辺を経て、二度にわたりの修正というのは残念なところはあるんですが、ただ、時間的制約もある中で事業者は81ページにわたる綿密な報告書を上げてきて、箇所数でいうとちょっとこう何十か所というふうになるんですが、一つの計算ミスが付随する修正点というのもありまして、ただ単に箇所数だけで、この報告書そのものの疑義があるというのは少し乱暴かなと思っております。これだけの市民の皆さんからたくさん意見を経て、かつ専門的な意見も経てＵ字カーブという非常にオーソドックスな手法による財政効率化効果を算出しているこの報告書そのものに対しての根本的な否定というのはないわけでございまして、これだけ経て、今なお10年間で１兆円を超える経済効果が確認されたというのは、これは十分メリットとして認識すべきだと思ってます。コストばかり議論されるから、市民の皆さんは理解できないということで、同じくメリットも議論してきたというのがこの法定協議会のこれまでの議論だったと思いますので、この訂正を経てこの報告書そのものを取り下げるべきだといった議論は乱暴だというふうに思っております。

（今井会長）

　吉村委員。

（吉村委員）

　これデータの前処理に一部誤りがあったということですけども、この報告書の本質そのものに誤りがあったというふうには思っていません。財政の効果としても10年間で１兆円、１年間で1,000億円というこの部分については財政効率化効果のところで議論になりましたが、この報告書の中の財政効率化効果のところ、これは訂正されてるわけでもありません。それから二重行政解消効果のところ、ここが訂正されてるわけでもありません。それから意思決定の迅速化の効果の部分、ここが訂正されてるわけでもありません。再投資をしてマクロ経済の部分のところの前処理のデータに一部誤りがあったということで、このマクロ経済の部分のところですけど、マクロ経済部分のところでもこの範囲ですので、本質において誤りがあるというふうに思ってはいませんので、これは訂正の限りだというふうに思っています。なのでこれはしっかりと広報していくべきだろうというふうに思います。

（今井会長）

　それでは、この項目についてはそれぞれのご意見お伺いとしてさせていただきます。

　次に、次回の協議会の協議内容について、この後の代表者会議でもお諮りいたしますが、私の考え方をあらかじめ委員の皆さま方にご説明しておきたいと思います。

　昨年６月に協議会を再開して以降、精力的に委員間協議が重ねられました。結果、制度（案）が修正され、年明け以降も協定書（案）の提示、住民サービスの維持に関わる協議を行い、議論を積み重ねてまいりました。昨年、私から提示させていただいたスケジュールでは、４月から６月にかけて協定書（案）の取りまとめを行いたいとしておりました。

　そこで、私としましては、次回協議会では協定書（案）の決定及び大都市法に基づく国との協議、報告の実施について採決を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

　それでは、本日の協議会はこれをもって終了とさせていただきます。この後、第６委員会室におきまして代表者会議を開催いたしますので、各会派代表の皆さま方はご参集いただきますようよろしくお願いいたします。お疲れさまでございました。